**「一時預かりWEB予約システムの導入及び運用保守業務委託」
受託候補者選定に係る実施要領**

制 定 令和 ３年８月13日 こ保運第677号

（趣旨）

第１条 「一時預かりWEB予約システムの導入及び運用保守業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続きについては、横浜市こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該事業の概要・基本計画等

(2) プロポーザルの手続き

(3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

(4) 評価委員会及び評価に関する事項

(5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

1. 基本的事項（会社概要等）
2. 機能要件の実現
3. 非機能要件の実現
4. プロジェクトマネジメント
5. 品質保証
6. 企業としての取組
7. その他当該業務に必要な事項

（評価）

第４条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

1. 企業としての実績・信頼性等
2. 機能要件の実現
3. 非機能要件の実現
4. プロジェクトマネジメント
5. 品質保証
6. 企業としての取組
7. ヒアリングによる技術評価

２ 　プロポーザルの評価にあたって、応募多数（４者以上）の場合は第１次評価として書類選考を行うものとする。評価基準は、第2次評価と同様の評価基準とする。ただし、応募数が３者以下の場合は第１次評価を省略する。

３ 第２次評価として提案者にヒアリングを行うものとする。

４　別紙提案書作成要領の評価項目（「任意項目の実現」は除く）の配点の合計について、委員長及び副委員長を含む全ての評価委員の平均点が、1085点未満（2170点中）の者は失格とする。

５ 　提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した第２次評価について委員長及び副委員長を含む全ての評価委員が与えた合計点が 最も高い者を受託候補者として特定する。総合計点を比較してもなお、受託候補者を特定できない場合には、次の順序で受託候補者を特定する。

 (1) 「機能要件の実現」の合計点が上位の者

 (2) 「非機能要件の実現」の合計点が上位の者
(3) 「基本的事項」の合計点が上位の者

６ 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（評価委員会）

第５条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

２ 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。 委員長 子育て支援課長

副委員長　保育・教育運営課長

委員 保育・教育運営課担当課長

 デジタル統括本部企画調整部企画調整課担当係長

　　　　　保育・教育給付課担当係長

　　　　　保育・教育運営課担当係長

総務課 経理係長

３ 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

４ 評価委員会は、委員の５分の４以上（６名以上）の出席をもって成立する。

５　欠席した委員の評価は集計には含めない。ただし、書類審査については、評価結果の書類の提出をもって出席とみなし、集計に含めることができる。

６ 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。 ただし、第１次評価結果については報告しないものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

７ 評価委員会は非公開とする。

（提案資格確認の通知）

第６条 提案資格者として選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されな かった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の午後５時 までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

２ 　前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日 を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（評価結果の通知）

第７条 受託候補者として特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されな かった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の午後５時 までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

２ 　前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日 を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（評価結果の審査）

第８条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は令和３年８月13日から施行する。